

基発 0731 第 3 号
令和 5 年 7 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」の一部改正について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 45 条の 2 の規定に基づく定期健康診断等の項目のうち、血中脂質検査の取扱いについて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査との整合を図るため、「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号）を別紙のとおり改正することとしたので、関係者への周知徹底を図るとともに、的確な実施に遺憾なきを期されたい。